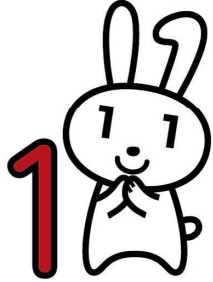


マイナンバーカードや電子証明書について

質 問	回 答
<p>カードや電子証明書の更新はいつからできますか。</p>	<p>有効期限3か月前の翌日から可能です。また、有効期限3か月前の翌日が存在しない場合はその次の日からとなります。(例：4月1日までの場合は1月2日から、5月30日までの場合は3月1日から)</p> 
<p>どうしてカード、電子証明書に有効期限があるのですか。また、なぜカードと電子証明書で有効期限が異なっているのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● カード 顔写真付き身分証明書として機能するためには、顔写真とご本人実物を見比べて同一人物だと判別できなければなりません。人の容姿は時間経過により変化しますので、ある程度の期間で顔写真を更新する必要があり、期間については、パスポート等の他の顔写真付き身分証明書についても、更新に要する住民の負担軽減のために、有効期限は最長10年とされています。それを踏まえ、カードについても、原則、発行の日から10回目の誕生日までとしています。ただし、20歳未満の方については、容姿の変化が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日としています。 ● 電子証明書 オンライン上での本人確認ができる電子証明書ですが、高い暗号技術によって、なりすましを防いでいます。一方で、この暗号技術を解読するための技術も日々進歩しています。このため、解読されてしまうことのないように、電子証明書の有効期限は、カード自体よりも短い、発行の日から5回目の誕生日までとしています。
<p>オンライン申請をした際に、「電子証明書が失効しています」と表示されるが、どうしたらよいですか。</p>	<p>以下の条件で失効します。(1)～(3)は窓口にて更新してください。(1)住民票の4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正(変更)された場合。※自動失効するため、改めて発行申請する必要あり。※利用者証明用電子証明書は失効しない。(2)失効申請をした場合 (3)有効期限が満了した場合 (4)本人が死亡した場合</p>